

入札（見積り合わせ）結果調書

業務名	旭山動物園プロモーション動画制作業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
契約の相手方	Taku Hatakeyama Videograph 旭川市近文町3061-66				
契約金額	220,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 20,000円)				
契約期間	令和5年4月20日から令和5年9月30日				
契約担当課	経済部旭山動物園				
入札(見積)日時	令和5年4月20日(水) 正午				
入札（見積）結果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	Taku Hatakeyama Videograph	200,000円			決定
2					
3					
4					
5					
一者特命の 随意契約と した理由	<p>当該業者は、本園最大の特徴である行動展示や、季節のイベントである夜の動物園、ペンギンの散歩など年間を通した動物園の記録を続けており、開園50周年記念番組や市内主要施設内でのPV動画、修学旅行生を対象としたICTパーク内で放映する動画の制作を担当してきた。本園主催の事業にも多く参加・協力をしており、動物のみの撮影にとどまらず、環境保全に関わる取組に対しても見識があり、飼育スタッフへの取材等を通じて、本園の理念や旭山動物園としてこれから目指すべきところについても熟知をしている。</p> <p>今回、制作するPV動画では、動物や施設のパーツを組み合わせるといった構成ではなく、動物園の存在意義や環境問題、各種の取り組んでいる事業、そして動物の素晴らしさなどを映像化するもので、過去に本園のPV動画制作の実績があり、これまでの活動や考え方を熟知している一者に限られるものである。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び旭川市随意契約ガイドライン2(1)アに該当。</p>				